6. 舗装

6.1 自転車通行空間

- ●自転車通行空間は原則として、車道および歩道で整備されている舗装形態と同様の整備を 実施するものとし、着色する場合は、青系を原則として用いるものとする。
- ●乗入れ部も表層材は自転車通行空間と一般部は同一とするものとする。ただし、重車両乗 入れ部については、骨材の剥離を考慮するものとする。
- ●舗装面の改良を行う必要がない場合は、自転車通行空間に対して青系カラー塗装を用いて 表示するものとする。

[解説]

- 舗装材は自転車の通行性を考慮し、原則アスファルト系の舗装とするが、舗装材料の決定にあたっては沿道土地利用状況、機能性、経済性等に十分配慮するものとする。ただし、沿道の状況等により景観上の配慮が必要な場合は、別途関係機関と協議し決定することができる。
- 本市の舗装で採用しているすべり抵抗性は、(社)日本道路協会の図書や過去の舗装データ等を基に、"車道は 60BPN 以上"、"歩道は 40BPN 以上"としている。すべり抵抗性の決定においては、地形状況や勾配等を加味するものとする。
- 自転車通行空間の整備においては、車道及び歩道が整備の対象となるため、路面のカラー化は歩道及び車道ともに、「すべり抵抗値 60BPN 以上」を確保することを基本とするものとする。
- 自転車通行空間のカラー表示化に用いる材料は、当該道路の交通量を勘案し、維持管理 面を考慮した耐久性及びすべり抵抗性を有するものとする。

6.2 歩行者空間

●歩道舗装については、原則として透水性アスファルト舗装を用いるものとする。

[解説]

• 平成 12 年 3 月 31 日付け"土木第 3885 号「歩道舗装について」(通知)"を参照するものとする。